

令和 7 年 3 月 2 4 日

瀬戸市議会議長 小澤 勝 様

報告書

～オンライン委員会開催について～

議会運営委員会委員長 三木 雪実

1. はじめに

令和元年に世界的な規模で拡大した新型コロナウイルス感染症により、以後約4年に渡って国民生活は、大幅にその活動が制限される事態となった。議会活動も混乱を招いたが、これを機に総務省は、令和2年同省行政局行政課長通知を発出、「新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会をいわゆるオンライン会議により開催することは差支えないか」との問いに対し「各団体の条例や会議規則について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。」とし、オンライン委員会の開催は、可能としている。

オンラインによる会議の開催は当議会にあっても議会BCPの観点から、議会活動を滞らせることなく会議（委員会等）を開催するために、現在使用しているタブレット機能を活用し、やむをえない事情により会議（委員会等）に参集できない議員も参加できるようオンラインによる会議の開催が可能となるよう環境を整備し、有事に備えるべく、令和5年度より議会運営委員会において検討を開

始した。

この間、オンライン委員会の環境整備の先進事例を研究し、併せて令和5年10月には神奈川県小田原市及び静岡県沼津市、同6年7月には岐阜県中津川市及び富山県高岡市の計4市を視察。その考え方や実際の運用方法について学んだ。

約2年をかけて検討し整えた結果をここに報告し、令和7年4月より改正した委員会条例と併せてオンライン委員会運営要綱の運用を開始するものである。

2. 調査・研究の概要

新型コロナウイルス感染症のまん延や、昨今大きな被害を出している地震、風雨水害といった予期せぬ事態が発生した場合、議会はどのような対応を取るべきかといった観点から調査・研究をはじめた。

当委員会では上記有事に備え、タブレット活用によるオンライン委員会の開催が可能とすることを前提とした。

- ① オンライン委員会開催の主目的として、どのような場合に開催可能とするのか

- ② セキュリティ対策はどのようにすべきか
- ③ 条例改正案及び運営要綱はどのようにすべきか
- ④ 開催基準

以上の４点が主な調査研究対象となった。

- ① 開催の主目的については、下記資料にも示したとおり、１．新型コロナウイルス感染症等又は重大な感染症まん延防止の場合。２．１に大規模災害発生の場合をプラス。３．１及び２に加え育児、介護、看護、出産といった昨今の社会情勢に鑑みた配慮の必要性の３点について検討した。

多くの議会では、１及び２を採用しており、育児・介護などを加えた議会は少数派であったが、議員のなり手不足解消の一助とすることや、働き方改革が進められている現状から将来的に必要となるとの考え方から取り入れることで研究を進めた。

- ② セキュリティ対策については、小田原市議会では「オンライン出席委員は、原則自宅又は事務所からの出席とし、映像と音声で本人を確認。セキュリティ対策を適切に講じ、Zoom のミーティング

ID は出席委員に個別に案内する」、沼津市議会では「リース貸与の iPad を使用(私物の使用不可)。アプリは Microsoft office365 の Teams を使用。議員 28 名と議事課(5 台)のみが使用できるアプリとしている」、中津川市議会では「Zoom を使用し、その機能で対応。外部クラウドを利用しており、市のシステムへの影響はない」、高岡市議会では「貸与しているタブレットには、ウィルス対策ソフトとしてウィルスバスタークラウドを導入。個人情報の漏洩やウィルス感染があった場合にはただちに実情を把握し、報告書を作成して必要な措置を講じる」などの事例を聞き、瀬戸市議会にあてはめると、使用するタブレットは、貸与されており不必要なアプリなどは排除され、個人的導入はできない状態であることから、安全に使用できるものと考えられる。

- ③ 条例改正案(12 月定例会で議決済)及び運営要綱については、視察した議会いずれも「まずはオンライン委員会が開催できる」ことを主眼とし、「条例、運用要綱にも基本となる条項条文のみを規定している。初めから細部に入り込むとかえって身動きの取れない事態ともなりかねないため、運用しながら検討課題を解消していく必要がある」との見解であった。このことから当委員会も

必要最低限の事項の記載に留めることを目指した。

- ④ 開催基準については、ほとんどの議会が最終的に当該委員長の裁量に委ねられているが、「副委員長と協議の上」としている場合が多かった。瀬戸市議会オンライン委員会開催基準では「開催決定は委員長が行うが、申し出のあった場合に開催要件に合致しているか事前に副委員長、議長、副議長と協議する」とした。

中津川市議会



高岡市議会

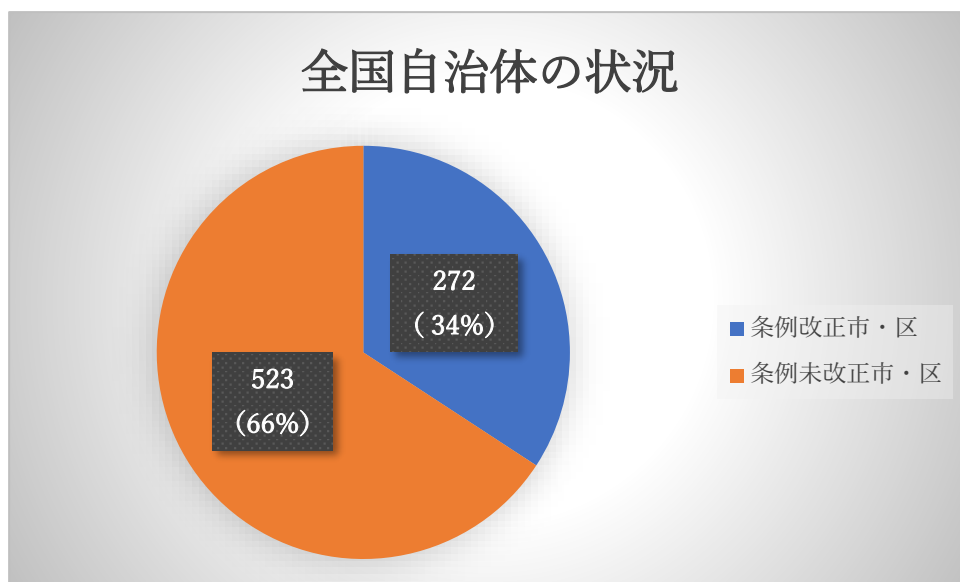


3. 全国の自治体（市及び特別区（政令市を除く））の状況

（1）全国の自治体における委員会条例又は会議規則の改正状況

全国の子・区の子自治体（市及び特別区（政令市を除く）、以下「自治体」という。）において、委員会条例又は会議規則を改正し、委員会を

オンライン会議で開催することを可能としている自治体の数は、以下の表とおります。



（令和6年12月1日時点 資料：R I L G（一般財団法人地方自治研究機構）調べ）

全国の自治体数（市・特別区（政令市を除く）） 795自治体

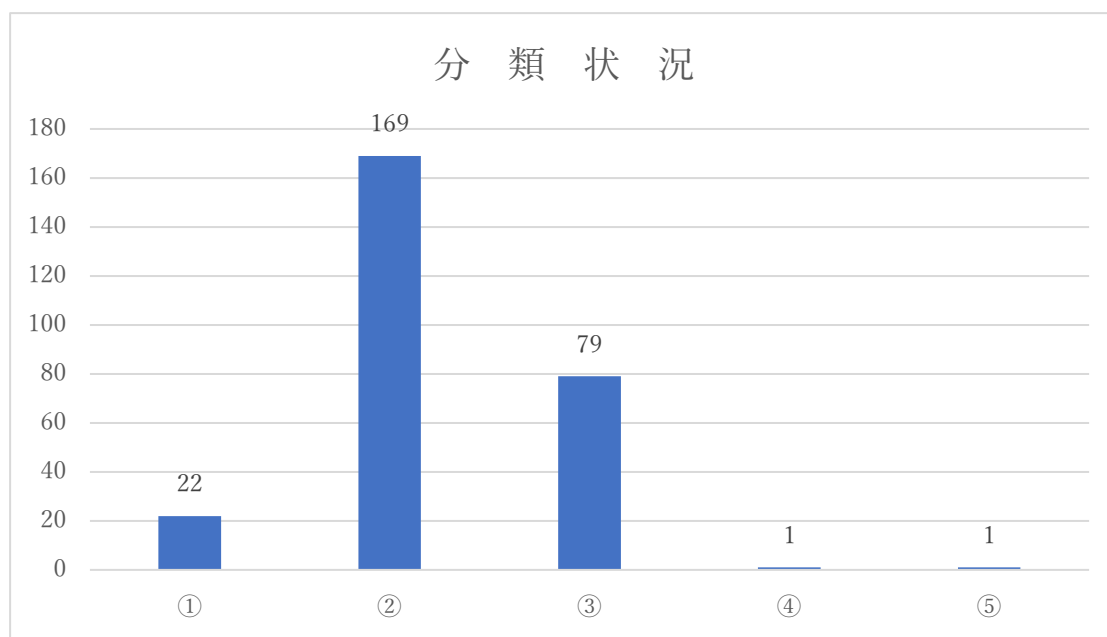
委員会条例又は会議規則により委員会をオンライン会議により開催することを可能とすることとしている自治体数 272自治体

（2）改正内容

委員会条例又は会議規則により委員会をオンライン会議により開催することを可能とした272自治体において、オンライン会議により開催することができる規定として、①新型コロナウイルス感染症等又はその他重大な感染症まん延防止の場合（以下「感染症要件」とい

う。)、 ②感染症要件+大規模災害発生の場合 (以下「災害要件」という。)、 ③感染症要件+災害要件+育児、介護等が必要な場合 (以下「育児・介護等要件」という。) 3つのタイプに分かれる。

いずれの場合も各要件に加えて、その他やむを得ない場合を含むものも多い、また、具体的な要件を示さず、④委員長が必要と認める場合とするタイプもあり、さらに⑤育児・介護要件とするタイプも存在している。それを表にすると以下のとおりです。



(令和6年12月1日時点 資料：R I L G (一般財団法人地方自治研究機構) 調べ)

本市は、議員の今後の状況を見据え、③のタイプを採用した条例改正としました。

4. 本市の改正条例＜抜粋＞

(委員会の開会方法の特例)

第12条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開くことができる。ただし、第17条（秘密会）第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開く委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

【中略】

(委員長及び委員の除斥)

第15条 略

2 前項の委員長又は委員が、第12条の2第2項の規定により許可を得て、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

5. オンライン委員会運営要綱

瀬戸市議会オンライン委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市議会委員会条例（昭和41年瀬戸市条例第4号。以下「条例」という。）第12条の2第1項に規定するオンラインによる方法で開会する委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関し、同条第4項の規定に基づき、開会方法その他必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 委員長は、オンライン委員会の開会に当たり、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認及び自由な意思表示の確保に十分配慮しなければならない。

(オンライン委員会の開会方法)

第3条 条例第12条の2第2項の規定によりオンラインによる方法で委員会に出席を希望する委員は、委員会開会日の前日（当該前日が瀬戸市の休日を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1項第1号及び同項第2号に規定する休日に当たるときは、その日前においてその最も近い休日でない日）の正午までに、オンライン委員会出席申出書（第1号様式）により委員長に申出なければならない。

2 委員長は、条例第12条の2第1項第1号に該当すると認めるとき、又は第1項の規定による申出が条例第12条の2第1項第2号に該当すると認めるときは、速やかに、オンライン委員会の開会を決定するものとする。

3 委員長は、前項の規定によりオンライン委員会の開会を決定したときは、速やかに、オンライン委員会開会通知書（第2号様式）により所属委員に通知しなければならない。

(開会宣告)

第4条 委員長は、オンライン委員会の冒頭において、オンラインにより出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）の氏名及び当該委員会が定足数を満たしている旨を宣告するものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第5条 オンライン出席委員は、通信環境を良好に保ち、常に映像及び音声の送受信について支障のないようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) オンライン委員会に参加する場所は、できる限り静寂な個室その他これに類する場所（以下「静寂な個室等」という。）から出席するものとする。
- (2) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
- (3) オンライン委員会に参加するための静寂な個室等に当該オンライン出席委員以外の者を入れないこと。
- (4) 委員会に関係しない映像又は音声が入り込まないようにすること。

2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好であることの確認を行うものとする。

3 オンライン出席委員は、必要な通信環境等を自身で確保するとともに、通信環境を良好に保つため、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。

(発言)

第6条 オンライン出席委員は、発言する際は、パソコン等の通信機器を通じた映像及び音声であることを踏まえて、明瞭かつ聞き取れるように発言するものとする。

(オンライン出席委員の出席)

第7条 委員長は、オンライン出席委員について、当該委員の映像と音声を確認できる場合に限り、条例第12条の2第3項の規定を適用するものとする。

(議事整理及び秩序保持)

第8条 委員長及び副委員長は、オンライン委員会の円滑な議事運営を図るため、原則として、委員会を招集する場所（以下「委員会室」という。）に出席するものとする。

2 委員長が委員会室に出席できないときは、副委員長が委員長の職務を行うものとし、委員長及び副委員長がともに委員会室に出席できないときは、委員会室に出席している年長の委員が委員長の職務を行うものとする。

- 3 委員長が、オンライン出席委員に対し、退場の措置をとったときは、委員長は、当該オンライン出席委員の映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(オンライン委員会の採決)

第9条 オンライン委員会での採決は、挙手による採決とする。

- 2 オンライン出席委員は、採決に当たって、賛成の意思を表明する場合にあっては、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で指先を上にした手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。
- 3 オンライン委員会においては、投票による表決及び選挙は行わないものとする。

(除斥の取扱い)

第10条 委員長は、条例第15条第1項の規定により除斥の対象となる者がオンライン出席委員である場合は、その議事の際、当該オンライン出席委員の映像及び音声の送受信を停止するものとする。

ただし、オンライン出席委員が同項ただし書の規定による発言を同条第2項の規定によりオンラインによる方法で行うときは、この限りでない。

(会議録)

第 1 1 条 オンライン委員会の会議録の作成に当たっては、オンライン出席委員の氏名の記載の下に「(オンライン)」と付記するものとする。

(雑則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、オンライン委員会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

6. オンライン委員会の開催基準について

オンライン委員会における開催基準を次のように取り決めました。

瀬戸市議会オンライン委員会開催基準

オンライン委員会は、非常時等に議会の機能を維持する有効な手段であり、感染症等の諸事情により委員会に参集できないが、発言や採決に加わることができるようにするため、瀬戸市議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）及び瀬戸市議会オンライン委員会運営要綱を遵守し、基本的事項並びに委員会条例第 1 2 条の 2 委員会の開催方

法の特例による重大な感染症・災害等の発生・育児・看護・介護・配偶者の出産補助等を開催要件としてオンライン委員会の開催基準を定める。

なお、オンライン委員会開催において、課題等が発生した場合にはオンライン委員会開催基準を見直す。

【基本的事項】

- 1 瀬戸市の重要案件を審査する場であり、あくまでも対面審議を原則とする。
- 2 オンライン環境（他人の傍聴がない状況並びに中断・退席しない状況及び操作の熟知）を整える。
- 3 オンライン出席申出書は、委員会開催日の前日の正午までに提出し、委員長の許可を受けなければならない。また、オンライン出席申出書は、電子メールによる提出も可能とする。
- 4 開催決定は委員長が行うが、申出があった場合に開催要件に合致しているか事前に副委員長・議長・副議長と協議し、個別の委員がオンラインにより参加する委員会の開催の是非を協議する。また、感染症・災害等の場合に全員の委員がオンラインにより参加する委員会の開催においても同様の協議を行う。

【感染症要件】（条例第 12 条の 2 第 1 項第 1 号）

- 1 議員全体に影響する感染症のまん延時と判断された場合
- 2 重大な感染症（厚生労働省感染症法の対象となる感染症）に罹患し、オンライン委員会に参加できる身体的状態の場合及び治療後の観察期間に該当する場合
- 3 濃厚接触等により自身に感染の恐れがあり、法定又は医師の勧告による観察期間に該当する場合

【災害要件】（条例第 12 条の 2 第 1 項第 1 号）

- 1 災害の発生により、いかなる手段を駆使しても登庁が困難な場合又は登庁時において重大な危険が生じることが予想される場合

【育児要件】（条例第 12 条の 2 第 1 項第 2 号）

- 1 予め育児に関する実情（家族の支援の状況を含む）を申告しておき、その議員の実情を勘案してオンライン委員会とすべきかを決定する。
- 2 学校行事等については、考慮しない。
- 3 出産を事由とした場合、オンライン委員会に参加できる身体的状態であること。ただし、産後については 8 週間を経過し、医師が支

障がないと認めた場合に限る。

- 4 流産及び死産については、出産と同様の基準とする。
- 5 配偶者の出産補助については、配偶者の状況が出産の規定に準ずる場合とする。

【介護・看護要件】（条例第12条の2第1項第2号）

- 1 予め介護及び看護状況の実情（家族の支援の状況を含む）を申告しておき、その議員の実情を勘案してオンライン委員会とすべきかを決定する。

【その他やむを得ない事由】（条例第12条の2第1項第2号）

- 1 疾病により委員会に参加できない状況の場合は、オンライン委員会に参加できる身体的条件及びオンライン環境が整えば（病院においては許可を得て個室等要件）オンライン委員会を可能とする。この場合、医師の判断を参考とすることができる。

7. まとめ

すでに述べたように、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機に委員会をオンラインで開催できるようにしようという取り組みが全国の市議会で行われ、令和6年12月1日現在で272市・区（政令市除く）が条例等を整備している。開催要件としては、感染症のまん延や自然災害が主に挙げられているが、昨今の社会情勢や将来的な議会のあり方を考慮すると、育児や介護、看護、出産などへの配慮も必要とされ、要件に含めておき、いずれの場合にも対応可能としておくことが肝要と思料した。

最終的にまとめた条例、要綱（案）には運営に可能な限り弾力性を持たせ、試行し運用する中で不備や条項に盛り込む又は削除すべき案件が発生した折りには加除していく方針を取った。

いずれにせよ、瀬戸市議会においては早くからタブレットを導入しており、その有効活用の観点からもオンライン委員会を施行すべきであったし、その環境を整える必要があった。

令和7年4月からの運用にあたっては、タブレットを使用する議員にもそれに対応できるスキルが求められる。市議会によっては自治法上の委員会ではない「議会だより編集委員会」といった会議体での試行を行っている議会もあり、瀬戸市議会でも考慮していく課題と考え

る。

なお、本会議については、地方自治法第113条及び第116条において定足数及び表決について規定されており、これらの規定における「出席」とは、現に議場にいることと解されており、オンラインによる方法を活用することは認められていないことから、議論、調査研究の対象とはならない。

資 料

都道府県における自治体の状況

※（ ）内の自治体は政令市

○の中の数字は、3（2）で分けした数字を示します

北海道	①石狩市、②函館市、③富良野市、③登別市、②稚内市、②留萌市 ③網走市、③士別市、③夕張市、②北広島市、③苫小牧市、③恵庭市、③名寄市、（③札幌市）
青森県	①八戸市
岩手県	①北上市、③奥州市、②大船渡市、③遠野市、②滝沢市、③一関市 ③花巻市、③釜石市
宮城県	（②仙台市）
秋田県	②鹿角市、①由利本荘市、③秋田市、③湯沢市、③大仙市、③横手市、③能代市
山形県	②酒田市、③米沢市、②天童市
福島県	②南相馬市、③二本松市、②田村市
茨城県	②取手市、②稲敷市、②下妻市、②古河市、③那珂市、 ③つくば市、②土浦市、②筑西市、③笠間市、③鉾田

	市、②かすみがうら市、②水戸市
栃木県	①那須塩原市、②宇都宮市、③矢板市、②大田原市、 ②日光市、③下野市
群馬県	②富岡市、②藤岡市、③太田市
埼玉県	①志木市、②戸田市、(①さいたま市)、②和光市、② 所沢市、②鴻巣市、②鶴ヶ島市、②川口市、③草加市、 ③北本市、①上尾市、②深谷市、③新座市、②越谷市
千葉県	②柏市、②富里市、②習志野市、②我孫子市、②佐倉 市、②印西市、(②千葉市)、②松戸市、③東金市、③ 八千代市、③四街道市、③袖ヶ浦市
東京都	①豊島区、①墨田区、②杉並区、②江戸川区、①江東 区、②中野区、①足立区、②八王子市、②羽村市、② あきる野市、②港区、②世田谷区、③立川市、①町田 市、②西東京市、②三鷹市
神奈川県	②藤沢市、②横須賀市、(②横浜市)、(②川崎市)、② 小田原市、(②相模原市)、②鎌倉市、②厚木市
新潟県	③柏崎市、③加茂市、③見附市、③糸魚川市、③妙高 市、③五泉市

富山県	③高岡市、②南砺市、②氷見市、②射水市
石川県	③珠洲市、③白山市、②加賀市、③能美市、②金沢市
福井県	③越前市、②坂井市、③あわら市
山梨県	②富士吉田市
長野県	④駒ヶ根市、②松本市、②伊那市、③千曲市、②飯田市、②東御市、②小諸市、②岡谷市、③須坂市、②長野市、②塩尻市、②佐久市、②上田市
静岡県	②袋井市、①沼津市、②掛川市、②藤枝市、②島田市、②裾野市、(②浜松市)、②磐田市、②菊川市、②富士宮市、②伊豆市
岐阜県	②可児市、①高山市、②関市、②各務原市、③中津川市、②羽島市、②山県市
愛知県	②知立市、②豊田市、③常滑市、②日進市、②豊川市、②豊橋市、②犬山市、②田原市、②半田市、②岡崎市、②西尾市、③みよし市、②安城市
三重県	②四日市市、①亀山市、③桑名市、②志摩市、②松坂市、②鳥羽市、③鈴鹿市、②伊勢市、③名張市
滋賀県	③大津市、②高島市、②草津市、①栗東市、②彦根市、

	②米原市
京都府	②舞鶴市、②綾部市、③福知山市、②亀岡市、②南丹市、③京丹後市
大阪府	(③大阪市)、②大東市、(①堺市)、②河内長野市、②吹田市、①豊中市、②泉南市、②箕面市、①茨木市、②門真市、②阪南市、②枚方市、③泉佐野市、②交野市、②大阪狭山市、②東大阪市
兵庫県	②高砂市、②丹波篠山市、①小野市、②加古川市、(②神戸市)、③西脇市、②丹波市、②加東市、②加西市、②伊丹市、③三木市、②淡路市
奈良県	②桜井市、③奈良市、②香芝市
和歌山県	①橋本市、⑤海南市、②田辺市
鳥取県	②倉吉市
島根県	②出雲市、②安来市、②浜田市
岡山県	②津山市、②倉敷市、②高梁市、③真庭市、(②岡山市)、③笠岡市、③新見市
広島県	②東広島市、②尾道市、②三原市、③三次市、②府中市

山口県	②防府市
徳島県	②小松島市
香川県	②善通寺市
愛媛県	③新居浜市、②西条市、③東温市、②四国中央市、③西予市、③松山市
高知県	②四万十市、②須崎市
福岡県	③八女市、①古賀市、③飯塚市、②那珂川市、(②北九州市)、②筑後市、③宗像市
佐賀県	
長崎県	②長崎市
熊本県	(①熊本市)、②上天草市、②合志市、①天草市、②宇土市、②山鹿市、②菊池市、②玉名市、②阿蘇市
大分県	②豊後大野市、②大分市、③中津市、③別府市、③国東市
宮崎県	②宮崎市、③日南市、③都城市
鹿児島県	②鹿児島市、②霧島市、②日置市、③出水市、②阿久根市、②姶良市
沖縄県	②うるま市、②那覇市

(令和6年12月1日時点 資料：R I L G (一般財団法人地方自治研究機構)
調べ)